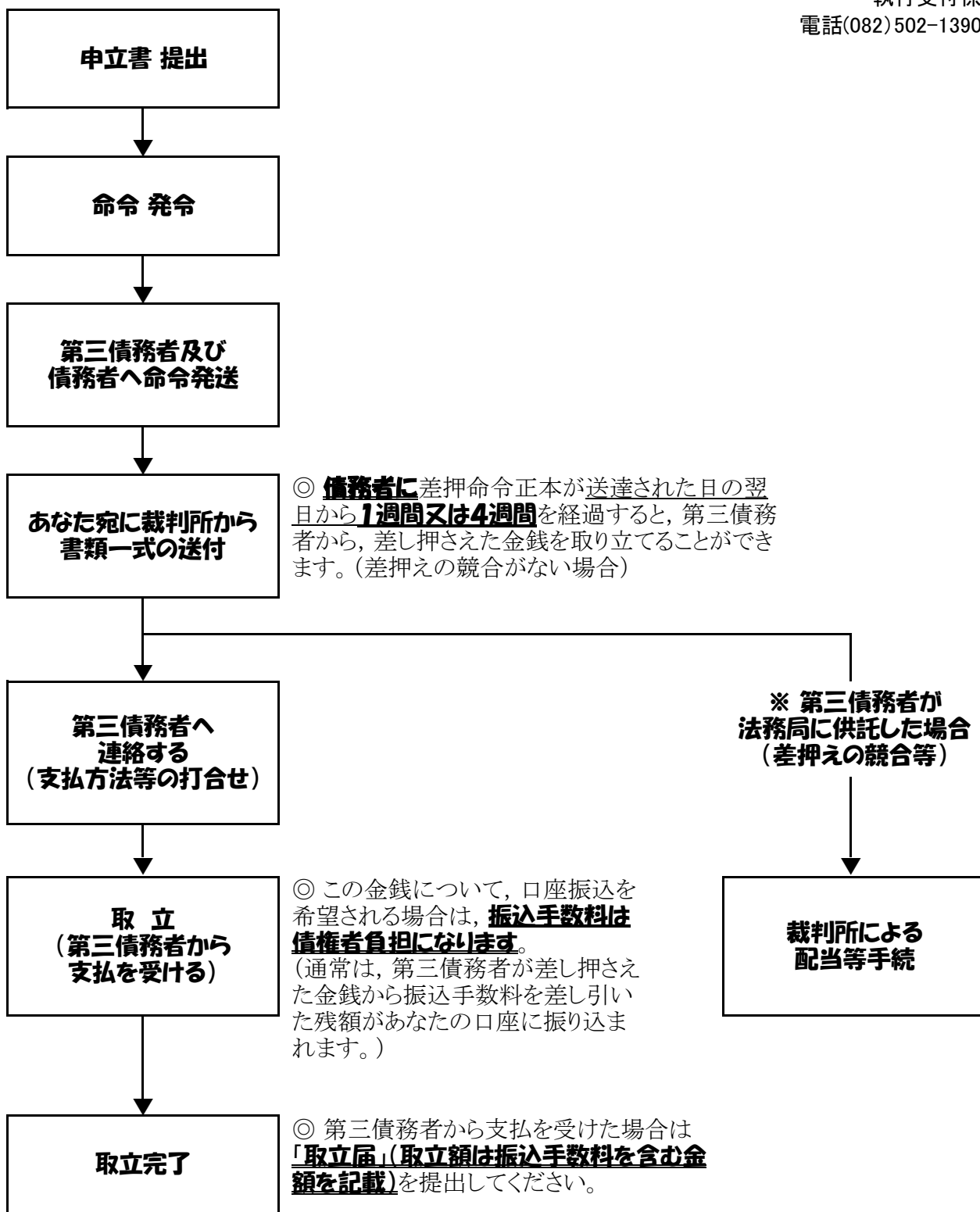


■ 一般的な手続の流れ(債権執行)

〒730-0012広島市中区上八丁堀2番43号
広島地方裁判所民事第4部
執行受付係
電話(082)502-1390



◎ 差し押さえる債権が存在しなかった場合や途中で消滅した場合、債務者と示談が成立するなどして差押が必要なくなった場合には、差押命令申立ての取下げをしてください。